

附属機関等の概要

(令和5年3月31日現在)

附属機関等の名称	浦安市医療的ケア児支援協議会
設置根拠	浦安市医療的ケア児支援協議会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に基づき、医療的ケア児及びその家族（以下「医療的ケア児等」という。）の支援体制整備に関する関係機関との連携等に関する協議を行う
設置年月日	平成31年3月26日
所管事項	(1) 市内における医療的ケア児等の支援に係る課題の整理及び対応策に関すること。 (2) 医療的ケア児等の支援体制及び関係機関の連携に関すること。 (3) その他市長が必要と認めること
公開、非公開の別	原則非公開
非公開とする理由	医療的ケア児等に関する事項を協議する会議であり、その内容を公開すると、個人のプライバシーを侵害することとなるため
非公開の根拠	浦安市情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当
委員の人数・任期	未定・2年間
委員の報酬等	医師 30,000円／日額 委員 9,000円／日額
所管部署	障がい事業課
備考	